

危機管理監・環境県民局・健康福祉局関係審査

- 1 期 日 平成20年10月28日（火）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 松浦幸男
副委員長 田川寿一、高橋雅洋
委員 森川家忠、山下智之、岩下智伸、金口 巖、井原 修、
高木昭夫、杉西加代子、安木和男、天満祥典、松岡宏道、
門田峻徳、砂原克規、中本隆志、蒲原敏博

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[会計管理局]

会計管理者（兼）会計管理局長、会計総務課長

[危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、県民文化課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、学事課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、病院事業部長、県立病院課長

6 付託議案

- (1) 平成19年度広島県歳入歳出決算認定の件
- (2) 平成19年度広島県公営企業決算認定の件

7 報告事項

[危機管理監]

- (1) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）
- (2) 平成19年度主要施策の成果に関する説明書

[環境県民局]

- (3) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）
- (4) 平成19年度主要施策の成果に関する説明書

[健康福祉局]

- (5) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）
- (6) 平成19年度決算総括表（特別会計）

- (7) 平成19年度主要施策の成果に関する説明書
- (8) 平成19年度広島県歳入歳出決算審査意見書における留意改善を要する事項について
- (9) 広島県企業会計決算説明資料（病院事業会計）
- (10) 広島県公営企業決算審査意見書における審査意見について

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

質疑に先立ち、健康福祉局長が平成19年度広島県歳入歳出決算審査意見書の留意改善を要する事項について、次のとおり報告した。

○健康福祉局長 まず、収入未済の早期解消でございます。

健康福祉局の一般会計の収入未済額は、県全体の100億7,925万円のうち3億1,672万円余でございます。

また、特別会計における収入未済額の状態ですが、母子・寡婦福祉資金の平成19年度の収入未済額は1億9,653万円余でございます。

これら未納債権の徴収促進を図るため、債権管理マニュアルに基づき、文書、電話、戸別訪問による納入促進に努めてまいりました。

特に、母子・寡婦福祉資金につきましては、貸し付け段階での面接の徹底などによる滞納発生の未然防止や連帯保証人への履行請求などによる滞納整理に取り組むとともに、本年3月には悪質滞納者に対する法的措置として支払督促の申し立てを実施したところでございます。

健康福祉局所管の制度におきましては、経済的基盤の弱い人を対象としたものが多いことから、個々の滞納者の状況に応じたきめ細かい債権管理に努め、生活実態に応じた計画的な納入指導を行っております。

今後とも、新たな未納債権の発生の防止に努めるとともに、口座振替制度の促進による効率的な徴収など、引き続き収入未済の解消に向け努力してまいります。

翌年度繰越額の抑制についてでございます。

翌年度繰越額のうち民生費全体の1億7,400万円余が健康福祉局分であり前年度と比べて1億8,100万円余の減となっております。引き続き年度内の執行に努めてまいります。

○質疑（岩下委員） 大気の保全対策に関連してお伺いしたいと思います。

まず、広島県における光化学オキシダント情報、注意報、警報の発令数について、ここ10年間の推移をお聞きしたいと思います。

○答弁（環境保全課長） 光化学オキシダントの発令状況についてお答えいたします。

光化学オキシダントは、気象条件に大きく影響を受けます。この10年間の情報は10回から120回、それから注意報は3回から38回の間で年度によって増減しております。このため、増加傾向や減少傾向という傾向は見受けられません。警報につきま

しては、オキシダントの観測を開始しました昭和48年度以降は、発令されておられません。

○質疑（岩下委員） おおむね大きな変化はないという状況で推移しているというのはよくわかりました。その中で、先ほどの御説明の中に出てきたように、環境情報システムを更新・整備し、光化学オキシダント発令時における県民への迅速な情報提供体制を構築したということですが、具体的には情報の伝達時間はどのくらい改善されて速くなったのかをお尋ねしたいと思います。

○答弁（環境保全課長） 県民への情報伝達につきましては、環境情報システムの更新前は、電話及びファクスを用いまして市町へ伝達し、それを受けた市町が広報するとともに、県の方でマスコミへの情報提供を行ってまいりました。環境情報システムの更新によりまして、注意報などの発令を県が直接ホームページや携帯サイトに5分程度で発令状況を掲載することが可能になりました。また、休日も含め情報発令段階から、発令と同時に市町の担当者などにメールを送信することにより情報伝達が確実なものとなりまして、県民への迅速な情報伝達が可能となったものでございます。

○質疑（岩下委員） かなり改善が進んでいるということがわかったのですがけれども、次に、近年の光化学オキシダントによる実際の健康被害の状況をお尋ねいたします。

○答弁（環境保全課長） 本年8月6日に、県内では23年ぶりにオキシダントによると思われる健康被害の報告がございました。これは中学校の陸上部の生徒3名が部活動後、のどの痛みを訴えたものでございます。

○質疑（岩下委員） 発生状況はほぼ変わっていない、しかも、情報伝達は非常に改善された、しかし、久しぶりに被害が出てしまったということから考えますと、情報システム改善だけではなくて、長い間被害がなかったのも、やはり住民の方の危機意識、警報や注意報に対する意識が低下しているのではないかと危惧いたします。発生しやすい時期というのは10月の終わりですので、ことしは既に過ぎまして、来年からのことになると思うのですが、意識向上に向けての対策が必要ではないかと考えますけれども、当局の見解、対応策についてお伺いしたいと思います。

○答弁（環境保全課長） オキシダントの年平均値濃度は、年々上昇する傾向にございます。委員御指摘のとおり、これまで以上に住民の危機意識の向上に向けた対策が必要と考えております。このため、注意報発令時の注意事項につきまして、県のホームページを通じて県民への周知に努めるとともに、発令のシーズン前に市内の関係機関や市町を対象とした連絡会議を開催いたしまして、注意事項を市町の広報紙やチラシなどに掲載しまして、住民や学校関係者への周知徹底を図りまして、県民の健康被害の防止に万全を期してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（岩下委員） 光化学オキシダントについては、特に経済活動が大きく影響している部分がありますので、現在の経済状況からすると来年どうなるかわかりませんが、そうはいつでもどうということが起きるかわかりませんが、来

年に向けてぜひ広報等に努めていただくようお願いしたいと思います。

次に、産業廃棄物埋立税の活用に関してお尋ねいたします。

産業廃棄物埋立税を積み立てた基金である産業廃棄物抑制基金の年度末の残高の総額が17億円余、現金残高についても10億6,000万円余であることについて伺いたいと思います。前年度に比べると約5億円余の増加になっております。これはリサイクル関連研究開発費助成事業やリサイクル施設整備費助成事業といったものが低い予算消化率であることが主な増加要因と考えているのですが、昨年の議会で5年の延長を県民の方にお申し願したにもかかわらず、残念ながら基金が積み上がっているという状態では、負担をお願いしている県民への説明が非常に難しいのではないかと思いますし、早急な改善が必要と思われまいます。今年度は各種施策の申請要件等を一部緩和して対応すると聞いていますけれども、執行状況は改善しているのかをお尋ねします。

- 答弁（循環型社会課長） 産業廃棄物埋立税活用事業の執行状況につきましては、平成19年度当初予算額7億6,700万円余に対して執行額は2億4,900万円余と執行率は33%であります。その中で執行率が低い事業としまして、リサイクル施設整備費助成事業は執行率8%、リサイクル関連研究開発費助成事業が25%、地域廃棄物対策支援事業が35%でございます。これらの事業につきましては、民間事業者や市町が利用しやすい制度となるよう継続して見直しております。

20年度の事業では、リサイクル施設整備費助成事業は補助要件の緩和、地域廃棄物対策支援事業は、対象事業の追加の見直しを行っているところでございます。その結果、20年度の状況につきましては、リサイクル関連研究開発費助成事業が執行率64%、地域廃棄物対策支援事業が58%となっており、この2つの事業につきましては執行率が向上し、一定の改善を見たところでございます。しかしながら、リサイクル施設整備費助成事業につきましては、20年度の執行率が7%と低い執行率となっております。

その要因といたしましては、応募件数は4件ありましたが、研究開発の域を出ていないこと、安全性に関する実証データに乏しいことなどの理由により、結果的に1件の採択にとどまったものでございますが、不採択となった提案につきましては、引き続き研究を深めるよう要請しており、次年度以降の再提案が予定されているところでございます。この事業につきましては、応募件数が減少傾向にあることも事実でございます。びんごエコ団地の販売などを通してリサイクル産業の育成にも取り組みを強化し、事業の掘り起こしを行ってまいります。

- 要望・質疑（岩下委員） ある程度改善されつつあるというのは認識できたのですが、まだ課題もかなり多いように感じます。特に、リサイクルという言葉にとらわれ過ぎているのではないかと、基本的には3つのR、減少のリデュース、再使用のリユース、それからリサイクルの3つの考え方だと思います。やはりいろいろな要件を見てもみますと、リサイクルという言葉にとらわれ過ぎた要件の設定になっているので

はないか、もっと広くとらえて、リデュースやリユースについても要件を広げていただければと考えます。これは要望として終わらせておきたいと思います。

次に、19年度から準備を進めて今年4月から始まりました後期高齢者医療制度に関連して質問したいと思います。

20年度から後期高齢者医療制度を開始するために、県単位の広域連合が組織され、平成19年度では準備作業が進められてきたわけですけれども、今年度になって保険証が届かないなどのさまざまな制度上の問題が発覚し、混乱を起こしたことは記憶に新しいところです。特に、保険証が届かないということは、保険診療が受けられないということで大変な問題であり、当初は受診に対して医療機関へ特例措置を依頼して対応したということを知っています。混乱が生じてしまった点は、全員に配付するという大変な作業量であり、難しいことであったとは理解できますが、反省されなければならないと思っております。既に当初の混乱はおさまったと考えますが、その後新たに75歳に到達され、後期高齢者になられる方々も日々増加しているわけであり、新しい保険証が確実に御本人の手元に届いているのでしょうか。必要になる前に届けられることが確実にできているかをお尋ねしたいと思います。

○答弁（医療保険課長） 本年度当初の制度発足時には、確実に被保険者に保険証は届けるという趣旨から保険証が本人宅に確実に配達されるよう配達記録郵便で送付いたしております。約32万人の対象者のうち、4月9日現在で本人が不在等で未着となり各市町に返却されたものは1,564件ございました。このため、各市町の担当職員が電話や訪問による所在確認を行ったことにより、10月1日時点では114件まで減少しております。この114件におきましては現在各市町で保管しており、随時問い合わせ対応をしております。

なお、75歳に新たに到達する人に対しましては、誕生月の前月の20日前後に保険証を配達記録で広域連合から送付しており、誕生日までに確実に手元に届くようにしているということを確認しています。

○質疑（岩下委員） 大分改善されているということはよくわかったのですが、次に、他県ですとかいろいろなところから、いろいろな事情があって住所変更されることがあると思うのです。その中に後期高齢者の方もいらっしゃるわけで、そういったケースでは、新たに保険証の発行業務というのが発生すると思えますけれども、そういったケースへの対応はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（医療保険課長） 県外または県内の他の市町へ住所変更になった場合ですが、まず本人が転入先の市町に転入届を提出してから、住民基本台帳情報が保険者である広域連合へ送られてくるということになります。それを受けて広域連合が保険証の発行事務に当たり、どうしても、保険証が届くまでに数日間を要してしまうという現状がございます。このため、この数日間について医療機関での受診が不利にな

る場合がいろいろとあります。そうしたことから、対象者にとって不利にならないよう、現在、広域連合が市町や医療機関等の関係団体とこの間の取り扱いについて調整を行っているところでございます。

- 要望（岩下委員） 県全体でやるということで起きてきている問題であると思います。3日間や4日間といっても、高齢の方には何が起きるかわからないという方が多いと思いますので、改善に向けて引き続き検討をお願いしたいと思います。
- 質疑（井原委員） 医師不足を含めて医療従事者の不足が叫ばれております。先般も、不幸にも妊婦の方が脳障害を併発されたということで、医師が少ないのだから、ある意味では責められないのだろうという一般的な論調がありますけれども、ERの文字を掲げておきながら、その対応ができない、医師が1人しかいないということは、これは社会的にも反する話ですから、これは医師がいないという状況をつくったことが問題であると思っています。そういった中で、今、看護師も看護師の資格を得ながら非常に早期に離職、退職をされるということがあるようであります。せっかく育てられた看護師が1年以内に相当数おやめになるということですが、これらの数字について把握をしておられれば、お示しいただきたいと思います。
- 答弁（医務課長） 看護職員の離職率でございますけれども、回答数は少ないながら、日本看護協会で調査しております。直近が18年度でございますけれども、常勤の看護職員の離職率が12.4%というデータがございます。また、新卒者につきましても、全国で9.2%という報告がございます。
- 質疑（井原委員） そうした現状の中で、看護師について医療機関において十分に充足しているという認識でおられるのか、不足しているという認識なら、おおむねどの程度不足しているという認識されているのか、教えてください。
- 答弁（医務課長） 不足数でございますけれども、需要がどんどん高まっているという状況もございますし、診療報酬の改定に伴いまして、その不足数というのもまた激化しているという意味で、決して充足しているというような認識はございません。
- 質疑（井原委員） そうした中で、医療センターに併設する看護学校が閉鎖されるなど、ますます育成の機能が衰えているとしか思えないのでありますが、県としてこれに対して補完をするという形も含めて新たな展開を考えておられるのかどうか、お示しいただきたいと思います。
- 答弁（医務課長） 少子化に伴い新たな養成数増が難しくなっている中で、離職の防止あるいは再就業の促進というのが大変重要になってくると考えております。離職の理由の多くが子育てによるものでございまして、そういう意味で、院内保育所への助成を実施いたしております。また、離職者が潜在化しないように、今年度から新たに再就業を支援する研修事業を始めているところでございます。
- 要望・質疑（井原委員） 絶対数が不足している中で、9%余りの人たちが看護師になって1年以内に離職をしてしまう、その上、出産を迎えて、育児の中でなかなか医療従事、看護師としての仕事ができないということがあるのは事実であろうと思

います。ですから、先ほど申しましたように、少子化だから看護師が育成できないという論法は多分ないだろう。子供の数が少なくなったから看護師が育成できないということならば、すべての業態において同じことが言えるわけですから、それだけで手をこまねているわけにいかないだろうと思うのです。県としての対応をぜひとも考えていただきたいとお願いしておきます。

根本的に医師が足りないという話があります。本県には、広島大学しか医師の養成機関がありません。広島大学医学部は県内出身者が大方を占めていた時期もありますが、昨今はさま変わりをしているようであります。広島大学医学部の医学進学課程に入学される学生の中で県内出身者の占める割合はどの程度の数か、把握しておられればお示しください。

○答弁（医療政策課長） お尋ねしましたところ、広島大学医学部医学科の入学者は、平成20年度で広島県内の高校出身者の割合は49%、定員が100名でございますから、49人と伺っております。ただ、県内出身者の入学者の割合、数でございますけれども、近年、わずかながらでございますけれども増加しております。

また、来年度からは入学者を県内の高校出身者に限定した5名のふるさと枠が創設されますことから、さらに増加することが見込まれるのではないかと考えております。

○質疑（井原委員） 約半数が県外だということですから、逆に言えば広島県出身者で他県で学んで医師になった者に対してぜひとも帰ってくれという呼びかけをするように、ある意味引っ張り合いみたいなものですから逆のことも当然あるのだろうと思います。その中で、県として、広島県出身者で他県において医師になった人たちに対して、具体的にどのようなアプローチをして広島に戻ってほしいというメッセージを伝えておられるのか、ありましたらお示しください。

○答弁（医療政策課長） 県内出身で県外におられる医師の方にいかにこちらに帰っていただくかというのは、医師の養成が簡単にできない状況の中で非常に重要な課題だと考えております。先ほどお話もございましたが、県内の高等学校を卒業して県外におられる方々の中で、将来広島県に帰ってもいいという意向をお持ちの方をとにかく把握しようということで、昨年度から、ふるさとドクターネット広島を立ち上げました。こちらに現在58名の方に御登録をいただいております。さらにこの登録者の拡大を図りながらネットワークをつくっていただくように考えております。

また、来月9日に東京で、首都圏におられる医師や医学生の方を対象にUターンやIターン、それから直接的・間接的に広島県の医療を支えていただけるようなネットワークづくりのきっかけになるようにということで、ひろしまドクターズ・ナビ in 東京というのを開催することにしております。広島県の医療がいろいろと頑張っているのだという状況もお知らせし、また厳しい状況も御理解をいただき、ふるさとの広島医療を支えていただきたいという呼びかけをするイベントも考えております。こういった形で粘り強く呼びかけるような活動を行ってまいりたいと考

えております。

○質疑（井原委員） イベントを含めて情報の共有ですとか、日ごろからのネットワークというのは大事なことだろうと思いますけれども、一方で医療機関がさまざまな意味で充実していったら、そこで働きたくなるぐらいの充実度がないと、医者が帰りたくてもなかなか帰っていく場所がない。言ってみれば、研修医が東京に集まってしまうということの延長線上のような形でそれができないということになってしまうと思います。

同時に、先ほどの説明の中にありましたように、医学生に対する助成を月額20万円されておりますが、医師になられた後の勤務地を僻地に限定されています。医師全体が足りないとおっしゃりながら、僻地に限定していますし、以前は小児科や産科に限定していた。その枠はそろそろやめて広島県内に医師として従事するならば奨学金を出すようにしないと、何でもかんでも僻地が足りないからと言っていると、実は都市部でも医師が足りないという話になってしまう。その部分について、ぜひとも変更していただきたいと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○答弁（医療政策課長） 県内の医師を確保するため、さまざまな視点から長期的、短期的にさまざま取り組んでおります。当初、奨学金制度につきましては、特に医療事情、医療環境が非常に厳しく医師の確保が難しい中山間地域ということで、ある程度地域を限定した形でやっておりました。ただ、そうした状況というのは今でも変わっていませんので、そういった施策も含めながら、あるいは県全体の医師総数をふやすような取り組みと並行しながら総合的にやっていきたいと考えております。

○質疑（井原委員） 現実の問題として確認しておきたいのですけれども、冒頭に申し上げた周産期医療に対する不備についてですけれども、県内において周産期医療センターを標榜されている医療施設に万が一このようなことはないかどうか、確認させてください。

○答弁（医療政策課長） そういう状況はないと認識しております。

○質疑（井原委員） その言葉を聞きまして安心しました。現実の問題として、そういうふうなことがあってはならないと思います。

1点確認させてください。先ほど局長の説明の中にありました母子・寡婦福祉資金に非常に滞納があるわけです。監査意見書でも指摘されておりますが、実は一言一句変わらず昨年も指摘されております。一言一句変わりません。その上、努力をした、面談をしたとおっしゃるけれども、実は金額がふえている。これについて、御見解をお願いします。

○答弁（こども家庭課長） もともとこの貸付金の趣旨は、経済的に非常に厳しい状況に置かれている母子家庭等に対して、自立して生活ができるようにということで行う貸付金でございますので、例えば母子家庭の年収の平均が213万円という状況の中で、さまざまな種類の貸付資金がございますけれども、中でも多いのが修学資金で

7割弱を占めております。修学資金につきましては、縛りをかけるのが難しいという面がございますので、先ほど局長が申しましたように、借りるときの親子に対する面接指導でありますとか、卒業時の子供に対して返すようにという償還の指導でありますとか、平成10年度から導入しております口座振替の促進を行っており、現在、大体8割以上が口座振替になっております。

それからまた、新たにことしから連帯保証人を2人以上置くといったことも考えあわせながら、夜間徴収の促進、それから借りるとき、それから卒業時の指導とあわせて鋭意努力をしているところですが、御説明したような状況であります。

○質疑（井原委員） 難しい問題だと思いますけれども、冒頭におっしゃった子供が修学するという部分が基本的に資金需要が高いと、実は生活困窮家庭が貸し付け対象だと、要するにまさに払えない人に貸しているのです。それがその人たちを生かすためだということであれば、不納を残さないためには、補助金にするしかないでしょう。明確に必要な金は必要な部分を出すということで、貸し付けという形の縛りをかけて、どうせ返せないだろうという話だったら、では、まじめに返した人はどうするのかという話になる。収入未済額が18年度の1億8,900万円から19年度決算に至っては1億9,600万円にふえている。これは確実にふえていきます。不納欠損をしないのでしょうか。最終的にずっと債権で残していくのでしょうか。ずっとついていくのです。幾らでも膨らみます。そういう生活困窮家庭があるという認識ならば、それに対しての対応措置はこうした貸付金ではないはずですが、そうでないと、返せない人に今必要だろうからと貸して、それを返してくれなければ困るといって夜間徴収までやりながら、現実にはまさにふえている。当然ふえてくることを承知しながら、そういう人がいるのだから仕方がないというのは、行政の姿勢として正しいのかどうか非常に疑問を持たざるを得ないところであります。基本的にはぜひとも明確に対象者に対する補助金などの形で手を打つしか多分もう方法がないと思うのですが、その点で御意見があればお願いします。

○答弁（健康福祉局総務管理部長） 今、委員御指摘の点は大変重要な点ですが、実は先ほど課長が申しました修学資金については、経済的困窮という側面もあるのですが、学校に行って将来就職をするということを担保に貸し付けて、就職すればそれが戻ってくる。したがって、今ふえているのは、経済的困窮というよりは、今の就労環境であるとか社会全般に通じることがふえているという面もございます。こういったことは母子家庭に限りませんし、今、補助金がどうかという話もございましたが、やはりそこは現行制度の中で、実は学校に行っても途中で退学をされて、そのままという場合もあったり、いろいろなケースが現実にありますので、我々の方もそのあたりをきめ細かに状況を把握しながら、現行制度をきっちり運用する中で、貸し付けたものをしっかり返していただけるような体制を考えていきたいと思っております。

○要望（井原委員） 最後に提案させていただきます。

基本的に今の部長の答えでいきますと、最終的に就労して仕事についたら返してもらうという基本理念があるようです。未払いと保証協会の保証料をぜひ払っていただき、民間金融機関から借りられるようにしてあげてください。そうすれば、最終的な債務はその個人にずっと残ります。しかしながら、今払えない部分の保証料、払えないかもしれないという危険担保についての保証料と金利については、県が払えばいいのです。責任を明確化しないと、今の部長のお話でいくと、結局は途中で払わなくなった人の中には、途中で退学し、払いたいけど払えないならまだいい方でしょうけれども、払いたくないから払わないというところまで含めてしまい、それは非常に不合理だし不平等だと思います。ぜひとも金利と保証料を払ってあげて、民間措置ができるようにしてあげるのが私は当然その人にとっても最良な形だろうと思います。御検討をよろしくお願いします。

○質疑（高木委員） 私からは産業廃棄物最終処分場のことについて2～3点お尋ねしたいと思います。

産業廃棄物の最終処分場がどこかに要するという事は私も理解しておりますが、だれも要らない施設であります。したがって、徹底した安全管理等がなされないと理念が崩れると思います。昭和の時代には、県の検査といっても巻尺ぐらいしかなかったのですが、それに比べて、きょう見ると、小型ヘリによる三次元レーザースキャナを用いてという、非常にすばらしいことになったと県民の一人として若干安心をしたところでございますが、立入調査等の状況を見ても、3,000回の立ち入りに対して指導延べ件数が309件ということで、依然として業者の方がある意味モラルを守っていない部分があるのではないかと思います。立入調査をされた結果について県としてどのように考えておられるか、お示しいただきたいと思っております。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 産業廃棄物の最終処分場の立入調査についてお尋ねがございました。昨年度末の県管轄の埋立処分場の状況でございますけれども、現在残っているものが36施設、埋め立てが終了して維持管理等を行っている施設が25施設、合わせて61施設が廃棄物処理法の適用を受ける施設で、立入検査の対象となっております。昨年度の最終処分場の立ち入り状況でございますけれども、170回立ち入りをいたしまして、1施設当たり平均4.8回になろうかと思っておりますけれども、その結果を見ますと、浸透水の基準超過など8件の指導を行っているところであります。

○質疑（高木委員） 浸透水については、特に管理型については非常に厳しい基準があるわけですね。基準を超えた部分、安定型か管理型かどちらかわかりませんが、どちらなのかをまず教えていただきたいのと、もし管理型で出ているとすれば、どうしてそのようなものが出るのか、教えていただきたい。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 昨年の検査でわかっておりますのは、安定型処分場であったということでありまして、原因といたしましては、安定型処分場というのは水質汚濁の原因となるものは埋め立てできないという法令がございます。だから、原因はどうも側溝工事によって、コンクリートのあくが出たということで、水素イオ

ン濃度という項目が基準を超えたということだと思います。それ以外には、先ほどちょっとございましたけれども、昨年度から実施しております最終処分場のレーザースキャナによる処分場監視、地形あるいは埋め立て高さをヘリコプターからはかってまいるわけでございますけれども、それで若干、許可申請書とずれがあったということで改善を指導したというようなことでございます。

○質疑（高木委員） 安定型は、基本的には残土やコンクリート殻など、いわゆる汚染物質が出ない、だから、安定型でよいということではありますが、ここから基準を超えるものが出るというのは何事ですか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 主に安定型と申しますのは、基本的には委員御指摘のとおり、水質を汚濁しないものということで、コンクリート殻でありますとか廃プラスチック類あるいはガラス、瓦れき類、このようなものでございますけれども、やはり一部に有機物が付着しているということで、法律上、場外への排水につきましてその基準が定められております。今回、昨年度こういった事例を見ますと若干超えるということで、付着物があったのかということ想定しております。

○質疑（高木委員） 理由をいろいろ言われましたが、原因については確定していない。廃棄物処分場というのは証拠が逃げません。100年たっても、そこにそのまま証拠があるのです。だから、掘りさえすればすぐに原因は確定できるのです。どういう形で確定されたのでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 掘削したらどうかという御意見だと思いますけれども、廃棄物処理法上行政が掘削することはできないということがございます。したがって、法律に基づく報告の聴取などによりまして、超えた場合の埋め立ての状況でありますとか、そういう水質の項目、基準を超えた項目とか、総合的な判断をして原因究明しているという状況でございます。

○質疑（高木委員） 違法というか、基準を超える数値のものが出た原因がはっきりしないのに、掘ることがなぜ行政としてできないのでしょうか。証拠がそこにあるわけでしょう。難しい話ではない。本人も違うものは埋めていないとはっきり言っているわけですから、確認すれば済む話だと思うのです。そうしないと、下流に住んでいる人間は安心できないと思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 御指摘の直接的な原因と申しますか、非常にこれは難しいという状況がございます。したがって、一番の手法としましては、水の検査によって原因をつかむ。検査をしたときに、偶然廃プラスチック類、特に建築の解体系のプラスチック類などいろいろなものが付着していることがあって、それが原因だろうということで撤去させるという指導を行った事例はございます。ただ、表面に出てくるものが明確にできれば、そういう対応をとりますけれども、埋め立ての中にあると、後は管理で対応せざるを得ないと考えております。

○質疑（高木委員） ということになると、そういうものは最初から安定型に埋めてはいけなかったということですか。基本的に管理型に持っていかなければいけないのではない

ですか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 廃棄物処理法もだんだん規制が厳しくなっていて、現在、安定型処分場へ埋め立てる場合については、必ず事前に展開検査と申しまして、先ほど申し上げましたように付着物があるとはいけないということで、必ず1回埋め立てる前にダンプカーからおろしたものを、そういうものがないかどうかきちんとより分けて、不適切なものがあれば除去するという基準を設けたりしております。今の法律上、安定型処分場については、今申し上げましたような手順で対応せざるを得ないと思います。

○意見・質疑（高木委員） 下流には必ず人が住んでいるわけでありますので、現在稼働中の処分場については、管理を徹底していただきたいと思っておりますし、事によっては相手に掘らせて現場を確認するというぐらいの強い決意で臨んでいただかないと、またぞろ昔の問題が起きてくるというふうに思います。

次に、既に埋め立てが終わった処分場が25ほどある。10年間だったか、ちょっとはっきり覚えておりませんが、その間、浸透水についての定期的な検査が必要だということでもあります。それをやっておられるということだと思うのですが、その部分については、特に管理型についてはいかがでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 管理型につきましては、今まで私どもの検査で基準を超えたという事例はございません。

○質疑（高木委員） 最近の埋立処分場は、法律が厳しくなっていて、かなりの精度で浸透水に悪水がまじらないものになっていると思いますが、その法規制以前、昭和の時代の処分場は何が入っているかわからない状況だと思います。皆さんは最近担当されたので、昔のことは知らないと言われるかも知れませんが、非常に古い処分場は中身が本当に変なものが入っていると私は今でも思っております。そういった過去の処分場が県内にどの程度あって、それについて県としてずっと管理をしておられるのか、もう済んだところはほったらかしなのか、そこら辺はどうでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 昔の処分場で今は閉鎖あるいは廃止となっております。処分場が産業廃棄物の許可あるいは届け出された施設としては既に52施設がございます。これにつきましては、既に廃止あるいは閉鎖という法手続を踏んでおまして、廃棄物処理法適用外ということがございます。したがって、私どもも立入検査ができないということがございますので、そうはいつても、そういう埋立地から汚水が出てきて周囲に影響があるということがあれば、これは廃棄物処理法は適用できませんけれども、個別の事案としまして生活環境保全上支障がないというような形で対応していきたいと思っております。

○要望・質疑（高木委員） 廃棄物処理法が適用にならないということですから、業者には責任を問えないということになるわけです。出るか出ないかというのは、検査してみないとわかりませんが、私はこの52施設についても定期的に県としてぜひ浸透水の検査を続けていただきたいと思っております。

そして、万一汚染物質が検出されたら、直ちに対処しなければいけないと思います。それには多額の資金が要るわけです。例えば、豊島の処分場は、処理するのに二百数十億円という莫大なお金がかかったわけです。一悪徳業者のために、一つでも出たら改善するために数十億、数百億円単位でお金がかかるわけです。だから、私は、岩下委員に逆らうようで悪いですが、産業廃棄物抑制基金については、どんどん積み立てておいて、万一そういうものが出たときに、住民の安全のためにどんとつぎ込んで改善する、もとの状況に戻すというぐらいの覚悟が要るのだと思いますが、いかがでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 御指摘のとおり、豊島あるいは青森、岩手等で不法投棄等が出まして、それを処理するのに500億円かかるということがありました。これに従いまして、国もそういう危機感を持ちまして、不法投棄等につきましては、国、産業界あるいは都道府県、広島県もそうでございますけれども、基金を造成しております。現在では、そういう不適正処理の大きな案件が出てまいったときにはそういう基金を取り崩して使うというシステムがございますので、そういう場合には、そういうものを考えてまいりたいと考えております。

○質疑（高木委員） 引き続き検査をしていくかどうかということについてはどうですか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 廃棄物処理法の適用がない施設についての今後のことでございますけれども、廃棄物というのは排出事業者責務というのが原則でございます。そういう責務があれば、当然その施設をチェックしてあるいは土地の管理者、そういうところが最後まで責任を持って管理していかなければと考えています。

○質疑（高木委員） そういう話になるのです。結局当時も法律はあったわけですが、かなり緩い監視体制で、何が入っているかわからないという状況でした。廃棄物処理法の期限が切れたら、排出者には責任が及ばない。だれに責任があるかといったら、地権者という形になっているわけです。その人ができるかといったら、できるわけがないのです。大した金でもないのに、みんなだまされて貸してしまったという状況がありますが、どうしようもないのです。でも、私は浸透水の汚染されたものが、この52カ所の中で何カ所か必ずあると思います。ぜひこれを再検査して、そういう状況にある施設がもしあれば、地域住民の安心・安全のためにきちんと県としての対応をしていただきたいと思います。ぜひお願いしたいのですが、どうしてもだめでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 委員御指摘のとおり、以前はそういう状況がございました。それは、全国的にもそういう問題が出てきたということで、17年の法改正によりまして維持管理積立金制度というものができています。現在、すべての最終処分場の設置者は、毎年埋め立てが終了した後の排出までの維持管理を要するため、費用を強制的に積み立てるということで、積み立てを怠ると刑事罰の対象となり許可の取り消しにもなります。かなり厳しいものとなっております。そういう制度も

ございますので、そこらをうまく運用しながら整備してまいります。

○質疑（高木委員） 17年からの厳しい基準ですから、ひょっとしたら何か起きるかもわからないから積立金を積んでおけという話で、昭和50年代の処分場がどうなっているかわからないのです。だから、もう1回検査して、本当に浸透水が汚染されていたら、下流地域住民の皆さんのために県として健康と命を守るためにはやらざるを得ないと思うのです。今の答えはやるともやらないとも言われなかったのですが、よくわからないのですが、どうですか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） これまでの分は、苦情も出ておりませんし、52施設については今のままで問題はないと思っております。

○質疑（高木委員） 普通、住んでおられる方々は、井戸水が汚染されても何十年もたたないと、病気が出てこないからわからないのです。局長、そんな不親切なことで行政が成り立つのですか。

○答弁（環境県民局長） 今の問題にかかわりましては、いろいろ法的な問題でありますとか、我々の体制の問題がありまして、すべての施設を全部検査するということは、今の状況では難しいと思っております。ただ、我々は、委員がおっしゃるように、住民の安全・安心、環境保全を図る必要があると考えておりますので、本日、委員の御指摘からの課題として受けとめさせていただきます。

○要望（高木委員） そういうことで、よろしく願います。

休憩 午後0時5分

再開 午後1時4分

○質疑（安木委員） 廃棄物につきまして、最初に2点ほどお伺いしたいと思います。

最初に、廃棄物の適正処理でございます。一般廃棄物、産業廃棄物ともに戸外での焼却、いわゆる野焼きは違法で、禁止されておりますが、草刈りをして、ちょっと自宅の庭や畑などで野焼きしているところを見かけることがありますけれども、この程度は大目に見られているようです。しかし、最終処分場に行かずに、人体にも害のある、悪臭を出す廃棄物の戸外での焼却は、きちんと取り締まらないといけないわけです。このような悪質な野焼きの県内での取り締まりはどのような状況でしょうか。県として立入検査や指導検査というような形になっているのかどうか、そのあたりの状況をお聞かせください。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 委員から御指摘のありました野焼きでございますけれども、野焼きに限定して立ち入った検査ではなくて、野焼きを防止するための地域事務所を中心としました車両による監視でありますとか、船による沿岸部からの監視あるいはヘリコプターによる上空からの監視などとなっております。野焼き等を発見した場合には、当事者を特定して改善命令を出しているところでございます。また、地域事務所が把握したものはもちろんでございますけれども、産業廃棄物対策課が住民からの電話、ファクスあるいはメールなどにより通報を受けた場合には、地域事務所へ連絡して対応しているところでございます。

こうした対応の中で、県の指導に従わない業者、あるいは一たん指導に従い焼却を中止した業者がその後再び焼却などを繰り返すようなこともございまして、このような悪質業者に対しましては改善命令などの行政処分や告発を行うなど、警察とも連携を図っているところでございます。

○質疑（安木委員） それらは件数的には何件ありますか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 昨年度、路上からの監視が249カ所、ヘリコプターを利用した上空からの監視が54カ所、海上保安部の巡視艇を使って監視した箇所が28カ所ということで、これはすべて野焼きではなくて、野焼きを含む不適正処理ということで対応しております。

○質疑（安木委員） 悪質な業者などが悪臭や異臭が出る廃棄物の焼却を夜中に戸外で行っているという苦情がときどき寄せられます。また、それが何年か前までは厳しく取り締まられていたようですが、最近は取り締まりが緩いのではないかという声も聞きます。違法ですので、県、市の担当と、また警察官との連携による抜き打ちで現場を押さえるというような立入検査やパトロールが必要だと思うのですが、人によっては心身ともに大変な苦痛を受けている方がおられますので、そのあたりの取り締まりの強化をしていただきたいと思うのですが、今後の取り組みについてはどうでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 私ども、産業廃棄物の事案につきましては、悪質あるいは巧妙な事案が多いということで、平成15年度から現職警察官を待機させた不法投棄対策班というのを設けております。17年度に2班体制にいたしまして、監視あるいはパトロールを含めまして強化しております。今後も、こういう不法投棄対策班のようなものを有効に活用しまして監視を強化してまいりたいと思っております。

○質疑（安木委員） 廃棄物処理法で政令市と言われているのが広島市、呉市、福山市だそうで、これについては県と対等ということで、立入検査、監視、指導、また廃棄物処理業者の許可取り消し等の権限が県と同じようにあると、この前お聞きいたしました。この3市についても同一権限といいましても、県として今のような取り締まりを強化していくように促していただきたいと思うのですが、可能でしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 確かに廃棄物処理法でいう政令市、広島市、呉市、福山市と県は同じ権限で仕事しております。その運用等に当たりまして、それぞれ政令市と県で相違があるということもございまして、定期的に3政令市と県とで会議を持っております。先ほど御指摘がありましたこういう外部対策につきまして、強化したいということでの議論を進めてまいりたいと思っております。

○質疑（安木委員） ぜひ、よろしく願いいたします。

2点目に、廃棄物のリサイクル等の推進のことで簡単にお聞きしたいと思いますけれども、電子機器類、特に要らなくなった携帯電話の回収については、貴重なレアメタルが含まれているということで、その再利用が注目されております。県内で

の携帯電話回収の現状はどうなっているのか、お聞きいたします。

○答弁（循環型社会課長） 使用済み携帯電話等に含まれますレアメタル等の回収については、重要な課題であると認識しております。県内の携帯電話ということは、ちょっと統計情報を持っておりませんが、国内における携帯電話等の契約数は平成19年3月末で1億件を超えております。人口に対する普及率は約80%となっています。一方でモデルチェンジなどによる買い換えが頻繁に行われる中、使用済み携帯電話等の回収実績は平成12年度の1,362万台から平成19年度662万台と半減しており、その後も減少傾向が続いております。

こうした中、国におきましては、環境省や経済産業省におきまして平成21年度の概算要求の中でレアメタル等のリサイクル事業を掲げており、県としましては、国の動向を注視いたすとともに、携帯電話を含めた使用済み小型家電について回収後の流通状況の把握やリサイクルシステムの構築について業界とも連携し、検討していく必要があると考えております。

○要望・質疑（安木委員） 都道府県によっては、かなり積極的に取り組んでいるところがあります。これは、今後さらに流れができていく課題だと思っておりますので、積極的な施策の検討をぜひお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、肝炎対策についてお聞きいたします。

肝炎ウイルス検査の受診率の向上など、昨年度から特に推進されていますし、今年度から実施されたB型・C型肝炎等に対して治療効果の高いインターフェロン治療の治療費に対する助成は、多くの患者の方々に大変喜ばれております。しかし、先日の新聞報道などを見ますと、無料となった肝炎ウイルス検査の受診率や、またインターフェロン治療への助成の申請というのが余り伸びていないとの報道がなされておりました。広島県の状況はどうでしょうか。

○答弁（健康対策課長） 御指摘を受けました肝炎ウイルス検査及び治療に関してですけれども、まず検査に関して御報告いたします。

本県では、本年4月より医療機関委託方式により無料の肝炎ウイルス検査事業を実施しているところであります。その方法は、県民に身近なかかりつけ医と県が個別委託契約を結び、だれでも検査が受けられるという仕組みになっております。4月から県内の21地区の医師会並びに718医療機関と委託契約を結びまして、本事業の検査対象者7,200人をめどに事業を実施しているところでございますが、4月から9月までの半年間の受診者数が824人となっているところでございます。このことにつきまして、現在は21地区のみならず、残りの委託契約を結ぶ医療機関のない地域におきましても再度、地域の医師会に要請して、県内すべての医療機関で委託契約手続を行っているところであります。また、県民への啓発が十分ではないということがございますので、10月に無料肝炎ウイルス検査実施中という啓発ポスターを新たに作成しまして、委託契約を結んでいただいております718の医療機関に患者さんの見やすい場所に張っていただくように進めているところでございます。

今後は、さまざまな機会をとらえまして県民の方々に啓発を行うとともに、影響力の大きいかかりつけ医に積極的に検査受診の勧奨をしていただけるよう、再度各地区の医師会を回りまして、この検査の必要性和制度について周知してまいりたいと思っているところでございます。

○要望（安木委員） インターフェロン治療については、月々平均7万円から8万円かかっていたのが、年収、税額に応じて月1万円、3万円、5万円の3段階へと大幅に治療費が軽減されるわけです。経済的な面で、ことしの4月をもってインターフェロン治療に行き始めたという方もおられます。ただ、全然御存じない方も結構おられるのです。検査受診の促進について伺いましたけれども、そういう治療費への助成があることについて、もっと大きく周知ができるように広報を図っていただきたい。今もございましたけれども、C型肝炎であればインターフェロン治療で7割の方が完治すると言われてますし、B型の方であっても非常に炎症を和らげるといふふうに聞いております。そういう方はたくさんおられますので、ぜひ周知を図っていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

○質疑（天満委員） 私は、2点ほどお尋ねしたいと思います。

先般、三原市の一町内会の方が知事から自主防災組織の表彰を受けたわけでございます。主要施策の成果に関する説明書の危機管理部門に自主防災組織の組織率が67.7%と書いてありますが、実際の数字はどんな数字なのか、全国平均からすれば、どういった状態なのかを教えてください。

○答弁（消防保安課長） 自主防災のお尋ねでございます。

自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災組織の役割は、地域防災力を高める上で極めて重要となっております。このため県では、これまで自主防災組織の結成を促進するため、平成15年度の組織結成の手引の作成、配布を初めといたしまして、平成16年度からは自治会役員や市町職員を対象といたしました県内7地域における研修会を開催するとともに、広報による普及啓発などを実施して市町の取り組みを支援してまいりました。その結果、先ほどお話がございましたように、平成20年4月1日現在の自主防災組織の組織率は67.7%と、5年前に比べまして約11%増加しております。なお、平成19年4月1日現在で全国平均と比べて5%下回っている状況でございます。

○質疑（天満委員） 件数はどのぐらいですか。

○答弁（消防保安課長） 組織の数ですが、約2,500団体でございます。

○質疑（天満委員） 災害というのは突発に起こってきます。昨日も危機管理監がテレビでインタビューされておりました。非常にこれから盛り上がっていくと思いますが、万が一のときに対処すべきところが自主防災組織でございますけれども、今後どのように進められるのか。恐らく、最初に設立されたところは割と町内会あるいは自治会が整ったところが多いと思いますが、設立が困難な状態のところもあると思います。そういった点は、何年でどのくらいの計画をされるのか、その辺をお尋ねし

ます。

○答弁（消防保安課長） 今、委員御指摘のように、組織率はかなり向上してまいりました。その中で、我々の目標といたしましては、今の元気挑戦プランで平成20年度までに70%まで上げようという目標を掲げております。そういう中で、単なるかけ声だけではなくて、特に市町と連携し、一体となりまして、特に組織率の低い市町を中心とした研修会の開催とか、また活動の中心となる防災に関する専門知識・技術を有する人材育成の支援を含めました充実した内容の研修などを実施いたすとともに、先ほど御紹介がございました、本年度から始めた優良な自主防災組織を対象とした表彰などを強力に実施いたしまして、組織率の向上と組織の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○要望・質疑（天満委員） 阪神大震災、それから先般、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震がございました。私の友人が阪神の方におりますが、今まで町内会で自主組織というのがなかったところが、大きな地震とか災害によりまして、しっかりと組織ができましたということで、これは非常に今までずっと疲弊して自治会なり町内会がばらばらであったのがぐっとまとまったということで、壊れたことに対しては大損害ですが、心の結束ができたということが非常に歓迎すべきだということをお熱心におっしゃっていただきました。疲弊している地域もございますが、もちろん今の広島県では大きく人づくりなり、あるいは地域づくりというのを掲げておりますので、ぜひともそういったところをやっていかれたらと思います。県職員も非常に優秀な方が多くございますので、ぜひともそういったところで取り組んでいただきたいと思っております。これは要望しておきます。

それから、2点目でございますが、広島県立文化芸術ホール——ALSOKホールでございますが、私もこの前、劇団四季を見に行きました。始まって1時間ぐらいで休憩があります。休憩をとるためロビーの方に出ていきますと、前の郵便貯金ホールのとときの配線がそのまま出たり、テレビが設置してあったのがなかったり、そんなのが丸出しなのです。既に指定管理に移行されていますが、しっかりと県の職員が行かれまして、いろいろなチェック、現場の調査というのがもう少し必要ではないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○答弁（県民文化課長） ALSOKホールのロビーですけれども、「四季」公演のときは、かなり表のところは「四季」がミュージカル用に飾りを立てて、物販等もさかれて、裏の方はまだ郵便貯金ホールのそのままいろいろな配線などがあったかと思うのですけれども、その後、ホールの館長は、新しい指定管理者になりまして、経験豊富な方になっていただいておりますので、かなりきめ細かく見ばえというか、チェックをしていただいております。現在では階段のところの目張りをしていただいたり、そういった配線等はちゃんと整理していただいております。すっきりしている状況になっていると、現実に見てまいりまして、そう感じております。

○質疑（天満委員） 今回は、ALSOKの方のネーミングライツということで3,300万

円入ってきているようでございます。そこら辺はどのような配分の仕方をされているのか、その辺をひとつ説明してください。

○答弁（県民文化課長） ネーミングライツということで年間3,300万円いただいております。これについては、何分ALSOOKホールを建てて36年経過しておりますので、今後、維持修繕費がかなりかさんでまいります。そうしたところに使っていくしかないのかと考えております。

○質疑（天満委員） そういった広島県の施設の管理をどんどん指定管理者に委託されております。もちろん指定管理というものを否定するものではありませんが、指定管理者に移管されても、現場がきちんとできているかどうかの確認は県がやらなければいけないと思います。その辺は、例えば今のびんご運動公園とか、それから三原市の中央森林公園の中も我々が見た感じは、指定管理者に任せているだけだということがあるのですが、その辺は一括して回答がもらえればお願いします。

○答弁（県民文化課長） やはり管理を委託しましても、管理の大もとは県でございます。現場を知らないとその管理ができませんし、指定管理者とも話ができないと思っております。我々は、県立文化芸術ホールも県民文化センターも指定管理者にお任せしておりますけれども、何かありましたら必ず現場の方へ参りまして実際のものを見るということを職員に指示しておりますし、館長もよく来られる、私もよく行くという形で、現場をよく知って管理をしていきたいと考えております。

○要望（天満委員） 私の地元にも数カ所ございます。12月までに私も行きますので、ぜひともきょうの話をきっかけにしまして、もう一度再点検をされまして、次の予算まで間に合いますようにしっかりと監督をお願いいたします。要望しておきます。

○質疑（蒲原委員） 消費者行政というのは、どちらかと言えば、県よりそれぞれの地元自治体、市町で細かくやる方が非常に効率がいいのではないかとということで、市町に振ったのですけれども、県の方でもいろいろな相談があつて、18年度と19年度を比べますと20%ぐらい件数が減っていますが、市町の方はふえているという状況です。どんな相談があるかというのは、最近、特に振り込め詐欺などが非常に言われていますけれども、相変わらずそういう消費者の弱みにつけ込んだ事件がいろいろ起こっていますので、その中身はどんなものか、最初にちょっとお聞かせください。

○答弁（消費生活課長） 平成19年度の相談件数は3万8,466件で、18年度の4万2,991件に比しまして10.5%減少いたしました。この減少の理由ですけれども、不当請求、架空請求の減少が主な原因でございます。不当請求、架空請求につきましては、平成16年度をピークに約3万7,000件ございましたけれども、平成19年度には1万件ということで4分の1ぐらい減ってきておりまして、これは取り締まりとか規制の強化、それから未然防止のための広報、啓発などを行いました結果、減少傾向にございます。しかしながら、それでも平成19年度の相談件数の26%をいまだ占めており

まして、引き続き注意をする必要があると思っております。それから、そのほかの相談については横ばいの状態となっております。

○質疑（蒲原委員） いずれにしても、県が消費者擁護のための相談活動をこれからもずっと続けていかれるということですが、市町との関係では、これから消費者行政で県がどういうことを担っていこうとされているのか、お答えをお願いします。

○答弁（消費生活課長） 県と市町の役割でございますが、県では、平成13年度から消費生活相談窓口の市町設置を推進してまいりました。

これは県としては広域的・専門的な相談を担うこととし、その他については、市町は地理的に住民に身近な窓口でございますので、市町が行っていただくということで市町設置を推進してきたところでございます。現在では23市町のうち、相談窓口を開設している市町は21市町ございまして、現在、未設置の町が2町となっております。県内には、地理的に身近な市町に窓口が整備されたと認識しております。しかしながら、相談員を置かず職員に対応をしている市町や週5日開設していない市町もまだ6市4町ございます。そういった市町の窓口設置に向けての県の支援を今後とも続けていきたいと思っております。

○要望・質疑（蒲原委員） 県の果たすべき役割もまだまだたくさん残されていると思いますが、未設置の自治体にもしっかりと呼びかけをして、専門的な知識を要する相談員の方を設置されるように指導をお願いしておきたいと思えます。

次に、最近下火になりましたけれども、多重債務者の状況がどのようになっているのか。例の、今回も問題になりましたけれども、利息制限法と出資法の率が違うということを利用して、サラ金が違法な高利息を取って債務者を苦しめているということがございまして、法律も改正されてきました。ひところは県内に200ぐらいのサラリーマン金融があったと聞いているのですけれども、そういう業者の推移と多重債務で苦しんでいらっしゃる状況を県として把握されているのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○答弁（消費生活課長） 一般的に5件以上借りているのを多重債務と言っておりますけれども、全国で約139万人いると言われております。県内にどれぐらいいるかという調査をしたものはございませんけれども、人口の割合にしますと数万人以上の方がおられるのではないかと考えております。それから、貸金業者の件数でございますが、大体県内には200弱のサラ金業者が登録されております。これも先ほど委員がおっしゃいましたように、貸金業法の改正がされて、3年以内に率も29.2%から20%以下の貸出利率、それから5,000万円以上の資金を持った業者でないと営業できないこと、それから貸し出しの量も収入の3分の1以下に抑えられているというようなこともございまして、これが平成22年の夏ごろまでには完全に改正貸金業法が施行されますので、そういったことで、どんどん貸金業者は減ってくるというふうに考えております。

○質疑（蒲原委員） 貸金業者が、具体的にいろいろ違法なことをやっていれば、県が是正なり、あるいは指導ができるのですか。

○答弁（消費生活課長） 貸金業者の指導・監督につきましては、全国的な業者につきましては財務局が指導しております。県内の業者につきましては、商工労働局の金融課が指導・監督権限を持って指導しております。そういった相談は結構ありますけれども、私どもの消費生活課の方では、指導権限はございません。

○要望・質疑（蒲原委員） いずれにしても、最近の生活苦の中で、やむを得ずこういう貸金業者の方へ走る方も、恐らくふえることはあっても減ることはないだろうと思いますから、しっかりそのあたりを県としてできることをやっていただきたいと思います。

それから次の質問は、障害者自立支援法が施行されて、もう間もなく1年半になるのですけれども、大変不評でして、施設へ行きますと、障害者の方はもちろんですが、今、特別措置がされていますから、それなりに何とかやっていますけれども、間もなく来年の3月でそれも切れるということになると、果たしてこれからどうなるのだろうかという不安が非常に障害者施設の皆さん方に強くございます。県として、これは国の方で施行することですから、県として勝手にどうこうできないという側面もありますけれども、どういう実態で、どういう課題があって、国に対して何を今お願いしていらっしゃるかということをお聞かせください。

○答弁（障害者支援課長） 障害者自立支援法に基づきます事業者の現状でございますけれども、この法律の施行によりまして報酬の支払いが月額払いから日額払いになったという大きな変更がございました。これによりまして、施設の運営が変化いたしました。この状況を県といたしましては、昨年7月にこれらの影響がどうだったのかという調査をしてまいりました。そして、この日払い方式に移行した時点では、全施設の収入が減少したということがございましたけれども、先ほど委員のお話がございました、この特別対策事業の実施後におきましては収入状況は改善されまして、特に通所施設におきましては、法の施行前の水準と同等か、それ以上になっている状況でございます。

そして、もう1点、現状の問題といたしましては、この自立支援法に基づきまして平成23年度末には旧サービス体系から新サービス体系へ移行しなければならないということがございまして、これを促進するために、先ほどの特別対策事業を国が打ってきたわけでございます。県の状況といたしましては、9月時点で新体系の方への移行が196施設のうち71施設、移行率が36%と極めて低い状況になっております。この低い状況の問題点といたしましては、新しいサービスでは障害者の介護区分が5段階ございますけれども、そういった程度区分によりまして受けられるサービスが決まってくるわけで、現在旧法の施設に入所されていらっしゃる障害者の方でかなり程度区分の低い方もいらっしゃいますので、この方たちを新体系サービスに持っていった場合に、地域生活移行でどのように生活するのかということで、こ

の方たちのグループホームあるいはケアホームの確保といったものが一つございます。そして、新体系のサービス体系になりますと、この基準も変わってきます。したがって、事業所といたしましては、この新体系サービスになりますと、職員のリストラにつながるのではないとかいう不安もあるわけでございます。

この特別対策事業につきましては、委員御指摘のとおり平成20年度で終了ということは現時点では決まっておりますけれども、この特別対策事業の効果というものがございますので、県といたしましても、この特別対策事業の継続を国に働きかけてまいりたいと考えております。

○要望・質疑（蒲原委員） 健常者であれば一切お金がかからないのに、障害者の方は移動するにしても食事をするにしても、いろいろな面で負担を強いられるというのは、これは考えてみると非常に気の毒で、やはり制度の中でしっかりとカバーしていかなければならないと思いますから、県としても施設でのいろいろな生の声を集約されて、国の方に強く要望していただきたいと思います。

もう1点、最後に、これはぜひ要望しておきたいことですが、国民健康保険の保険料を1年以上滞納しますと、保険証を取り上げられ、そのかわりに被保険者資格証明書、いわゆる資格証が発行されて、要するに病院に行けないという制度が2000年に始まったのだそうです。もう8年になるのですが、病気をしても保険証なしで全額実費で病院に行かなければならない。もちろん保険料を滞納するような方ですから、とてもではないが10割負担して病院にかかるというのはできないと思うのです。だから、どんどんそういう方がふえている。先般も親が払えないから子供が医者にかかれずに大変な目に遭っているということが報道されて、非常に痛みました。これについては、県は市町に対してどのような指導をされているのか。今後、収入の少ない方がどんどんふえていく中で、県の果たすべき役割というのは何でしょうか。そのあたりをちょっと聞かせていただけますか。

○答弁（医療保険課長） 資格証明書につきましては、1年以上の滞納者に対して、いわゆる正当な理由がある場合、一応資力がない場合の滞納者について、例えば災害であるとか会社が倒産するとか、本人または家族が慢性的な病気になるという特別な事情があるときは、滞納があっても資格証明書は発行しないことになっています。したがって、資力があるにもかかわらず長期にわたって滞納している悪質な滞納者に対して、未納分について他の保険者の負担となり、被保険者間の公平が図れないということから、法令に基づき保険証を返還させる、資格証明書を交付することによって、発行に対しては本人の状況を十分に把握して、当事者の事情をよく確認した上で資格証明書の発行をしていただくようお願いをしているところです。

○質疑（蒲原委員） 資格証明書の発行数の県内の推移は掌握しておられますか。

○答弁（医療保険課長） 本年の6月1日現在では、資格証明書の県全体の発行、交付数は5,879件となっております。

○質疑（蒲原委員） 20年度はそうなのですが、もう8年目ですから、大体これは増加して

- いるのか、それとも減少しているのか、その辺の動向はつかんでいないのですか。
- 答弁（医療保険課長） 最近のデータしかありませんが、例えば15年が1万2,000件、16年度が1万3,000件、17年が1万4,000件、18年も1万4,900件。ただ、20年は、6月1日時点では、昨年の1万4,786件から5,879件に大幅に減少しております。これは特に広島市がことしの6月1日現在で資格証明書の発行をすべて短期保険証の方に切りかえたということによるものであります。
- 質疑（蒲原委員） 広島市を除いたからそうなったということですが、実際にはやはり減っていないのが実態ではないかと思うのです。むしろふえる傾向にある。悪質な件数はそんなにないと思います。払おうにも保険料が払えないという方が病気になったときに医者に行けない、金がない者は死んでしまえと、こういうことでは、余りにもひどいではないかという声は根強くありますから、もっと県も市町に対し温情のある指導をして、何とかそういう方については病院にかかることができるような措置というのは何かないものですか。
- 答弁（医療保険課長） 先ほど言いましたように、本人またはその家族が治療に長期間を要するような慢性的な病気、または重篤な病気になった場合には、滞納があっても資格証明書を発行しないで、通常の保険証を出すような仕組みもありますので、それも市町に相談をしていただければと思います。病気になって、収入がなくて、本当に命にかかわるようなことがあれば、それは市町の方に、一時的には資格証明書の発行、全額10割払って、後ほど償還払いをするような措置はしたいと思います。まずは、相談に来ていただければと思います。
- 要望（蒲原委員） ぜひそういう精神で、セーフティーネットが機能するように県ともしっかり指導していただきたいと思います。
- 質疑（砂原委員） まず、環境保全資金融資のことについて伺います。
- 環境保全資金融資費が当初予算6億2,000万円、補正で約4億8,000万円と1億4,000万円落ちているわけですが、この理由をまず伺いたしたいと思います。
- 答弁（循環型社会課長） 環境保全資金融資につきましては、先般2月に補正させていただいたのですけれども、これは平成19年度の新規の貸し付けがアスベスト関係で1,950万円ほどありました。それと、過年度のつなぎの分も合わせて1億4,400万円余で足りるということでの補正でございました。過去10年の状況を見ますと、新規の融資は平成16年度までが5件から10件の融資を行っております。17年度が4件、18年度が1件、さらに19年度も1件になっています。1件ということで、結果的にこのような補正になっているところです。我々としても、できることということで、ホームページ等あるいは市町を通じてこの融資制度の周知を考えてみたいと思います。
- 質疑（砂原委員） アスベストの除去の分で当初2億7,000万円ぐらいの融資を考えていたが、実績がほとんどなかったと聞いているのですが、今聞くと、なぜそうなったかということをごきちんと分析できていないのではないかと思うのです。どう分析

しているのか、もう1回お聞きします。

○答弁（循環型社会課長） アスベストの問題が提起されたのは平成17年度だったと思います。急遽アスベスト対策について、利率を少し下げて借りやすくするというところでやったのですが、結果としてアスベストの関係は、先ほど申し上げましたように19年度は1件にとどまっているというのが実情でございます。公の場合にあっては、こういった制度を使わなくてもいいと思うのですけれども、民間にあってはアスベストを使っていた場合の工事とか、そういったときに使っただけということで、いま一度そうしたニーズも含めまして精査していきたいと思っております。

○質疑（砂原委員） 20年度もしっかり組んでいます。景気が悪いということもあると思うのですけれども、これは県費預託融資制度でしょう。金利は何%でやっているのですか。

○答弁（循環型社会課長） 金利につきましては、アスベスト以外のものにつきましては、固定金利になって信用つきのものが1.9%、信用保証がないものが2.2%となっております。アスベスト対策にあっては、信用保証つきが1.6%、信用保証なしが1.9%になっています。

○質疑（砂原委員） 結局は、保証料まで含めた金利が高いのです。だから、借りない。そこまでしなくても、どうしてもやらなければいけないというものではないからです。だから、本当にアスベストを撤去させるという意思があるのであれば、もっと金利を低くしないと借り手はないと思います。20年度も2億4,000万円もしっかり予算を組んでいるのですが、また同じことの繰り返しになります。その辺について、どう考えておられますか。

○答弁（循環型社会課長） 融資制度は、商工労働局関係などいろいろ他の融資制度もございまして、金利につきましては、現状のままでいくのか、変更するのかという作業を行ってきているところです。現行の1.9%あるいは2.2%というのが市中金利と比べて高いのかどうかというのも精査させていただいて、商工労働局とも一緒になって考えていきたいと思っております。

○要望・質疑（砂原委員） 環境保全資金ですが、ほかの借り入れでいいのなら、こんなものはやめればいいのです。環境保全のためにやっている融資なら、きちんと使えるような制度にしていかないといけない。しょせん預託融資だからいいという感覚があるのかもしれないけれども、しっかりと使えるようなものにしていかないと、やった意味がないと思うので、そこら辺を20年度はよく精査して、21年度どういふふうに取り組んでいくのか、環境県民局として考えていってほしいと思います。それから次に、先ほどからいろいろ出ておりましたけれども、産業廃棄物埋立税のことについて伺いたいのですが、この産業廃棄物埋立税の当初の趣旨を改めて伺いたいと思います。

○答弁（循環型社会課長） 産業廃棄物埋立税につきましては、産業廃棄物埋立税条例に基づきまして、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、その他産業廃棄物の適正処

理を目的としたものでございます。

○質疑（砂原委員） その前段のところ、産業廃棄物の継続的な排出抑制を促すというのがこの大きな趣旨だったわけです。それで、過去5年間の産業廃棄物埋立税の税収について資料をいただいたのですが、平成15年は6億3,700万円、平成16年が8億7,600万円、平成17年が9億3,500万円、平成18年が9億2,600万円、平成19年が8億8,600万円と全然変わらない、減らない、この理由は何ですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 産業廃棄物埋立税につきましては、最終処分業者は特別徴収義務者といたしまして、最終処分される量にかかってくるものであります。昨年度、県で廃棄物処理計画を策定いたしました、県内物の最終処分量は確実に減ってきております。そういう中で、民間業者ではございますが、県外、特に関東あたりから入ってくる汚泥がかなりの量を占めております。その関係上、ほぼ同一で推移してきたという経緯がございます。この点につきましては、将来的にも例えばエリアをどんどん移して廃棄物の最終処分をされていくものですから、常に広島県がずっと多いというわけではございませんので、そこらあたりもう少し長期的に見ていく必要があるのではないかと考えております。

○質疑（砂原委員） その答えを聞きたかったのです。広島で出たごみを広島で処分するというのが基本的な目的だったはずなのに、他県のごみを皆受け入れているのです。だから減らない。それで、当初目的は、これをここで排出抑制を促すと言っているにもかかわらず、広島県が抑制しているのだったら、他県のごみを受け入れなければいいではないですか。それだったら、税を集めるためにやっているようにしか思えない。だから、これがおかしいのではないかとということです。その辺について、どう考えていますか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 産業廃棄物につきましては、都道府県単位で移動するというでなくて、やはり全国的にある意味広域的な移動をするという一つの前提がございます。関東でありますとか京阪神地方でありますとか、非常に最終処分場が逼迫している状況の中で、いずれにしても以前は東北であるとか北陸であるとか、そういうところが受けていたと思うのです。それが今、岡山、広島がちょっと受け皿になってきているという現在の状況がございます。今後、どちらへ動いていくかということはございますが、ある意味広域移動するというで今回、御理解をいただきたいと思っております。

○質疑（砂原委員） 他県のごみを広島県が受け入れて、それで税金をもらっているというような考え方であれば、この産業廃棄物埋立税の基本的な理念とちょっと違ってきていると思います。もっと言うと、アスベストは広島県に処分場がありません。これらは、熊本県や三重県に行っているのです。だったら、ここで集めた税金でしっかりとアスベストを最終処分できるような施設を広島県がつくるような考え方をしていくとか、それが本来の県の産業廃棄物埋立税のあり方ではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○答弁（廃棄物対策総括監） アスベストにつきましては、ある意味広域的な処理というものの、専門的な処理というものが必要でございまして、実は広島県内にも1社、研究開発をやっているところがございます。今年度も実は予算計上させていただいたところがございます。その溶融施設に対して助成するという考え方でおりましたところ、なかなか環境省等の広域認定がとれておりません。ただ、ほぼ実証実験の中では認定を受けられる可能性が出てまいりましたので、翌年度になろうかと思いますが、助成する施設が出てくるのではないかと考えております。積極的に支援をしていきたいと考えております。

○質疑（砂原委員） 産業廃棄物埋立税のもう一つの目的にリサイクル施設等への貸し出しをするということがあります。施設等々の貸し付けとか整備費等の補助とかにもこれを利用していくつもりでしょうけれども、さっき岩下委員からは採用基準を緩和した方がいいのではないかというような意見が出ていましたけれども、リサイクルの基準を緩和するというのは余りいいことではないと思うのです。

施設整備費等補助金についても当初は4億8,000万円、これが補正で5,100万円と、4億円も補正で削っているわけです。こうなっている理由は、なかなかいいものが出てこない、採択に値するものが出てきていないということですが、本当にそれだけなのでしょう。もっと、ほかに理由があるのではないかと思うのですが、その辺はどういうふうに分けておられますか。

○答弁（廃棄物対策総括監） やはり、この補助金を創設した当初でございますので、かなり投資意欲はあったのではないかと考えておりますが、現在のところ、先ほど岩下委員の御質問にもお答えしましたが、機が熟さないものが出てきたり、安全性の実証実験ができていないものが出てきたりということで、かなり私どもで振りをかけているということは実際でございます。もう少し、試験研究の余地があると考えておりますが、先ほどもお答えしたとおり、今年度不採択としたものにつきましては、さらなる研究開発ということを要請しておりますので、次年度以降につながってくるのではないかという期待を持って、次年度以降も取り組んでいきたいと考えております。

それからもう1点、いわゆる採択要件の緩和につきましては、私どもも税の本来の趣旨にかんがみまして、拡充をしていって何でもかんでも補助するというのではなく、やはり排出事業者の方からお預かりした税でございますので、排出事業者の方々に納得いただける用途をさらに事業者と連携しながら考えてまいりたいと考えております。

○質疑（砂原委員） その辺がリサイクルについて勉強不足だと思うのです。例えば、建設残土のリサイクルを早々とやっている業者はたくさんある。ところが、これがなぜ新たな施設整備をしないかというのと、このリサイクル商品が売れないからです。県の土木関係においても、リサイクル商品を使いなさいということを書いていないし、リサイクル商品は高い。だから、使わないのです。だから、リサイクル業者

は資格を取って工場で作っているけれども、商品があり余って県庁に持ってきて捨てるかというぐらいたくさんたまっているのです。そういうところを考えたら、このリサイクルというのは、それは再利用できるものもあるけれども、建設残土などというのは、ほとんどがリサイクルできていない、そこに問題があるのです。だから、そこら辺をどういうふうに持っていくかというのが大事だと思うのですが、その辺については今後どう考えておられますか。

○答弁（廃棄物対策総括監） リサイクル製品が売れないということにつきましては、全く同感でございます。我々としましても、何とか販路の拡大につきまして、取り組みができるかどうかいろいろ検討を進めている中でございますが、やはり商品でございます。それから、建設残土のようなものであれば、県の土木が公共指針として一応の指針を持っておりませんが、現実問題として公共事業の減少というものが大きく影響していると思っております。確かに今、委員御指摘のように、建設残土や汚泥を土に埋め戻しをするかという、そのまま最終処分場に来ているといったような現状が出てきていることも事実でございますが、県として、なかなかこの販売促進に乗り出せないというのが現状であります。そのあたりが一つの原因にもなっているところではございます。何とか販路の拡大につきまして、検討を続けてまいりたいと思います。リサイクル製品の登録制度を持っておりますけれども、登録をしても結果的に売れないので、登録を変更するという企業もございます。そういった反省も含めまして、さらに検討を続けてまいりたいと思います。

○要望・質疑（砂原委員） この産業廃棄物物理立税を中心にしたこういうリサイクルの予算編成については、そういったこともよくかんがみて、今お金がないわけですから、ほかの事業に回す部分が出てくる可能性もあるわけです。だから、そこら辺はよく考えて、予算を組むのであれば、それがきちんと実行できるようなシステムというものをしっかりと見きわめていっていただきたいと要望しておきます。

次に福祉保健関係で伺いますが、がん対策推進事業は元気挑戦枠ということでございますけれども、当初予算が1億5,700万円、補正で1億900万円、決算が7,500万円、不用額が3,300万円という実態があるのですが、この理由は何でしょうか。

○答弁（医療政策課長） がん対策推進事業でございますけれども、この中に幾つかの事業がございます。例えば、がん対策推進計画を昨年度策定した経費でございますとか、がん検診、特に乳がん検診ですけれども、そういった受診率はもとより、検診の精度を上げるなどの経費でございます。特に大きいのが2つございまして、1つは緩和ケアの推進を図っております。昨年度、この緩和ケア対策の一つの重点事業といたしまして、県内に10カ所ございます、がんの診療連携拠点病院の方にデイホスピスあるいは緩和ケアのためのコーディネーターの配置という経費を計上しておりました。ただ、これは実は国庫補助で事業をするということでございまして、国の補助の採択をいただくのが若干遅くなったということで、当初予定をしておりました1年のフルでの事業執行が難しかったということがございます。

それから、特に緩和ケアコーディネーターにつきましては、看護師やメンタルソーシャルワーカーを配置する予定にしておりますが、やはり看護師を確保するのが非常に厳しい状況の中で、現実には確保ができなかったということで、当初すべてのがん拠点病院でやりたいという強い思いで事業を立ち上げたのですが、いろいろな状況等がございまして、すべての拠点病院でできず、結果的に昨年度は2施設しかできなかったというのも非常に大きな要因の一つでございます。

それからもう一つ、がんの診療連携拠点病院に対しましては、いろいろ事業を執行していただくための補助金を国と県で出しております。当初、国の基準に基づきまして1,200万円ぐらいを予定しておりましたが、900万円に落ちてしまったといった経費の減、それからもう一つ、がん対策の大きな目玉として考えておりました、いわゆる患者の視点に立った相談事業、相談窓口をつくらうということで、これも国の補助を300万円余いただきましてやるように計画しておりましたが、最終的に国の採択が得られず、19年度は執行ができなかったということがあります。これにつきましては、今年度再チャレンジをいたしまして、10月から相談窓口を開設することができました。昨年度につきましては、ちょっとそういう状況でございまして、結果的に不用額が生じることになったという状況でございます。

○質疑（砂原委員） 理由を伺いましたけれども、基本的には国の認証がおくれたからできなかったということですが、これは元気挑戦枠ということですか。

それから、次に、医療費等適正化推進事業費は当初予算が1億2,700万円、最終補正で2,089万5,000円、決算が2,000万円ですが、これは、なぜこうなったのでしょうか。

○答弁（高齢者支援課長） 医療費等適正化推進事業の中で、療養病床の再編の関係で療養病床転換支援事業を含んでおります。療養病床転換支援事業と申しますのは、18年度に医療制度改革の一環として介護型療養病床の廃止というのが法に位置づけられました。それを県として確実に介護保険施設等へ転換していく。中に入っておられる方の受け皿をつくっていくというのが目的でございますけれども、それを実施していくための事業ということになっております。この中に大きく2つ要素が入っておりますけれども、ソフト事業、療養病床の転換だけではなくて、地域でどういった地域ケア体制を組んだらいいのかという研究事業を3市で行っております。

2点目でございますけれども、療養病床を転換する場合の申請時の部分でございます。この部分につきましては、この説明をいたします前に、療養病床というのは、介護療養病床と医療療養病床というのがございます。介護療養病床については、市町交付金で基本的には転換を促進していくということになります。県費は基本的に関与していないということでもあります。それで、医療療養病床の転換につきましては、国で制度を設けておりまして、県を通して支援していくということになります。

もう1点、県として元気挑戦枠の中でお願いしております単県の新規の助成制度

をこのたび創設しております。趣旨でございますけれども、18年度の療養病床の転換の方向性が出たとき、全国的にも大変な騒ぎになっておりましたが、県内でも同じような状況でございました。それで、医療機関の転換を確実に実施していくということで、療養病床の転換を県としても支援策という部分をきっちり整理して、着実に転換をしていこうという趣旨の助成でございます。

助成の内容でございますけれども、まず療養病床に入っておられる方々の内容でございますが、医療区分1には、医療の必要性がそんなに高くない方が入っておられるという状況がございます。それと、介護度の高い方が入っておられるという状況がそこがございます。その中で、比較的軽度の方を受け入れる受け皿をどう整備していくかということでございますけれども、それを支援するために県としては、低所得者や比較的元気な方がお入りになるケアハウスの促進をする必要があるということが1点、あとは、要介護度が高い方を中心的に受け入れていただける特別養護老人ホームの施設整備が重要であるということで、この2点に絞って単県の制度を設けているところでございます。

なぜ転換ができなかったかということですが、19年度に実際には一遍転換をしてございます。しかしながら、市町交付金の助成制度を活用して転換をなさっておりますから、こちらの件数に上がってきていないということでございます。それと、特別養護老人ホームの設置につきましては、老人福祉法を改正して、医療法人でも特別養護老人ホームへ転換できる方向で国が整備するということで手が挙がってございましたけれども、その制度が立ち消えになっているということが大きな要因でございます。

それと、あと老人保健施設の転換部分で新たに老人保健施設、医療機能を強化した老人保健施設の転換の新しい制度を設けましたけれども、その辺の情報が流れておりましたので、その決着をきちんと見てから転換の年次を決めようということで、実際は19年度には1件しか転換が行われていないということで、実際に県の補助金を使っていないという状況になっております。

○質疑（砂原委員） 結論は、1億600万円を1件も使わなかった、使えなかった。何でこういうことになったかということ、現場の医師からもっと事情を聴取しておけば、こんなことにならなかったのではないかという気がするのです。つまり、彼らは今やるよりも様子を見た方がよいということで、簡単に言うと、病院のベッドを介護のベッドに切りかえなさいと言われてたけれども、それをしなかったわけです。これは、元気挑戦枠で1億2,700万円の予算をとっているのです。その予算組みに問題があったのではないか。つまり事情聴取、お医者さんにどう思われますか、やるかやらないかというような事前のヒアリングが足りなかったから、こんなことになっているのではないかと思うのです。

それから、今度は精神障害者医療費についてですが、当初が23億6,800万円で、補正で2億円足して、決算が24億円で不用額が9,000万円、障害児施設給付金が当初は

23億円、これが補正で22億円まで落として、決算は21億円で不用額が6,100万円と、普通会計歳入歳出決算審査資料の中で福祉保健部が一番不用額が多いのです。それで、全部見込み違いと書いてある。悪いけれども、元気挑戦枠というのは重点項目なのです。どういう意思でこの予算編成をしているのか疑いたくなる。ほかの部署は恐らく予算がなくて困っているのです。それで、原因は全部国が悪かったり制度が熟成してなかったとか、児童手当でもそうですけれども、全部見込み違いと書いてあるのです。予算編成のときに、もっと精査しておかなければいけないのではないかと思いますのですが、健康福祉局長はどのようにお考えですか。

○答弁（健康福祉局長） ただいまの委員御指摘の点については、重く受けとめなければならぬと考えております。個別には今、所管課長が御説明をさせていただいたところですが、個々の理由はさておきまして、私どもとして悩ましいのは、特に制度改革に係る部分あるいは療養病床の部分、それからがん対策、これは本県も含め、国全体といいますか、地域も含めてですが、県民、住民の方の関心が高い。健康対策をいかに適宜適切に先進的に取り組むのかということ調整させていただいた内容だと考えておりますが、結果といたしまして、一つには見込み違いだったというのは御指摘のとおり部分があるかと思っております。

難しいのは、がんの関係について言いますと、マンパワーの確保ができなかった。それから、療養病床の話について言いますと、県としては用意して、恐らく国の制度では手当てができそうもなかったところ、穴があきそうなところを県単独で制度を用意したが、実際、国全体の制度改革あるいは対応ができなかった。したがって、現場が動かなかった。結果として、県費でせつかく用意をさせていただいた支援資金が動かなかった。したがって、穴をふさぐはずが穴自体もなくなったということでございます。ですから、貴重な県税、県民の血税がうまく使えなかったという点においては、これは申しわけなかったというふうには言わざるを得ないと思っておりますが、このあたりは決算でもございますので、正直に事実を申し述べさせていただいて、その御批判は甘んじて受けなければいけないと思っておりますが、我々の意図としましては、いずれの事業も基本的には県民のニーズを踏まえて、吟味が甘かったということも含めて御批判いただければと思っておりますが、そのときそのときに必要と思われることについて御提案をしてお認めいただいたということは、改めて重ねて申し上げさせていただきますと思います。

○要望（砂原委員） 予算をきちんと精査しなかったことを責める気持ちはなくて、きちんと精査してしっかり予算を使う、それによって県民福祉の向上につながったと、いい予算組みだったというような決算をしてもらえるように、21年度の予算編成はしっかりと精査してやってもらいたいと思っております。がん対策でも一生懸命やっていますと言うのですが、これは国庫が2分の1なのです。広島県の独自性と言うけれども、国庫2分の1の中で何ができるのかとも思うのですが、広島発というようなことを何かやって、ほかの県へ行かなくても広島県でがんが治せるというような体

制づくりをするとか、そういったことを切にお願いして、質問を終わりたいと思います。

(4) 閉会 午後2時19分